

よつかいどう市

発行 四街道市商工会広報委員会
 四街道市鹿渡895-14
 TEL.043(422)2037
 FAX.043(423)6941
 URL <http://yotsukaido.or.jp>

商工会

2018年123号

だより

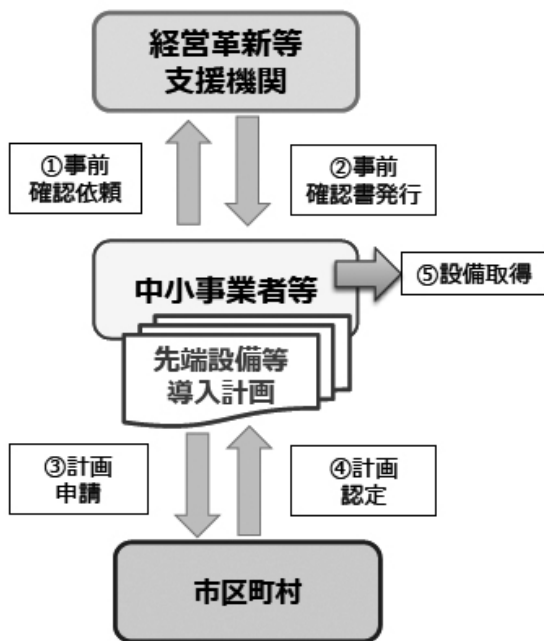
よつかいどう法律事務所
 TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>
 千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき
 弁護士 古川 薫
 四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具
(有)山本産業 TEL (422)2620(代) FAX (422)9069
 東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

「設備投資」で生産性を強化するチャンスです!

市から「先端設備等導入計画」の認定を受けると固定資産税の減免や国補助金採択の優遇(審査時の加点)措置が受けられます!!

○先端設備等導入計画の認定フロー



○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内 容
計画期間	・ 計画認定から3年間～5年間
労働生産性	・ 計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	・ 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 【対象設備】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	・ 導入促進指針及び市の導入促進基本計画に適合するものであること ・ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・ 認定経営革新等支援機関(商工会、各銀行など)において事前確認を行った計画であること

支援措置の主な例

ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金の審査時に加点がつきます。
 ものづくり補助金(一般型)で補助率がアップします。(1/2→2/3)
 新たに導入する設備で一定の要件を満たす場合、固定資産税を3年間ゼロとする特例措置を講じます。

市へ「先端設備等導入計画」を申請する際は、事前に経営革新等支援機関で申請書類を確認してもらい、「認定支援機関確認書」を添付する必要があります。当商工会は認定支援機関となっておりますので、申請に関するお問い合わせ等はお気軽にご相談ください。

詳細につきましては、四街道市ホームページでご確認ください。